

江東ブランド推進事業運営業務委託に係る  
公募プロポーザル募集要領

令和2年1月14日  
江東区地域振興部経済課

この募集要領は、江東区が実施する「江東ブランド推進事業運営業務委託」に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者に要求する事業の仕様等について明らかにし、公募プロポーザルに参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

江東ブランド推進事業

### (2) 事業目的

江東区内の事業所は、従業員20人未満の小規模企業が多く、昭和56年の2,664か所をピークに毎年減少している。特に、製造業における事業所数の減少は大きく、その中には、伝統技術を保持している事業所が含まれている。これらの原因には、安価な外国製品の流通や若者の製造業離れといった社会経済状況の変化、後継者の不足、地価高騰などによる事業所の区外転出・廃業が考えられる。こうしたことから、中小企業への支援が求められている。

本事業は、優れた製品、技術を保有する区内中小企業を「江東ブランド」として認定するとともに、展示会への出展など積極的なPRを実施し、企業間連携を通して、区内産業の活性化及びイメージアップを図ることを目的としている。

### (3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

なお、業務成績が良好かつ仕様に変更が無い場合、2回を限度として契約を更新することができるものとする。ただし、以下の業務については2・(1)の実施計画に基づく仕様の変更及び金額の変更を認める場合がある。

ア 江東ブランドPR支援業務

イ 江東ブランドWEBサイト業務

### (4) 履行場所

経済課の指定する場所。

## 2 業務委託内容

### (1) 江東ブランド推進事業の実施計画（単年度及び複数年度）の策定

江東ブランド推進事業の実施計画を策定し、文書で提出すること。策定にあたっては単年度及び複数年度の計画を策定し、新たな事業提案を行うこと。

### (2) 江東ブランド推進協議会に係る業務

江東ブランド推進協議会の会議運営を補佐するために、協議検討資料を作成し、会議において提示・必要に応じて説明を行うこと。当協議会は年度内に3回程度実施する。

### (3) 江東ブランド認定の審査に係る業務

- ア 江東ブランド認定審査委員会（以下「委員会」という。）の開催、運営を補佐すること。  
（委員への報償費は本契約に含まない。）なお、委員会は年度内に3回程度（書類審査、企業訪問後の審査、最終審査）実施し、既存認定企業の再認定審査業務も含むこととする。
  - イ 江東ブランド認定のための基準案を作成すること。
  - ウ 江東ブランド認定企業を公募するにあたり、募集計画案の作成及び必要に応じて募集要領の修正案を作成すること。
  - エ 江東ブランドの認定候補としてふさわしいと思われる江東区内企業をリストアップし、企業調査等を行い、積極的な応募を促すため、江東ブランドの事業概要とメリットの説明を候補企業に行うこと。
  - オ 委員会の委員候補を5人程度推薦し、委員就任の交渉を行うこと。
  - カ 委員会用資料を作成すること。
  - キ 委員会では審査委員に対し、申請企業の保有技術等、審査に必要な情報を解説すること。
  - ク 書類審査を通過した事業所を訪問し、認定に必要なヒアリング調査及び写真撮影を行い、報告書を作成すること。
  - ケ 非認定企業に対するフォローとして、認定審査委員会で検討された内容を加味し、その企業に対してフォローアップを行うこと。
- (4) 江東ブランドPR支援
- ア PR事業の実施計画案（単年度及び複数年度）を作成すること。
  - イ ブランド認定企業のPRのための冊子を作成すること。
  - ウ ブランド認定企業のPRのための展示会等への出展計画の策定・出展手配及びブースのデザイン設計案を作成すること。（小間料は本契約に含む。）また、出展時における江東ブランドブースの会場設営、撤去及びコーディネートを行うこと。令和2年度は「インテリアライフスタイル（東京ビッグサイト・6月頃）」を含み年度内に2回程度の出展を予定。なお、出展する展示会については、当該年度の前々年度に新規ブランド認定を受けた企業が出展できることを考慮して選定すること。
  - エ ブランド認定企業PRのための区外商業施設等への出展計画（年1回程度）の策定・出展手配及びブースのデザイン設計案を作成すること。（出展費、会場設営・撤去費用は本契約に含まない。）令和2年度は「銀座蔦屋書店イベントスペース（GINZASIX・時期未定）」に出展予定。
  - オ ブランド認定企業及び製品等PRのため区が主催する産業展（10月開催）への出展計画の策定・出展手配及びブースのデザイン設計案を作成すること。（出展費は本契約に含まない。）
  - カ クリエイター（デザイナーのほかプロデューサー、プレス、バイヤー等を含む）を認定企業に紹介し、アドバイス及びコーディネートを行うこと。（クリエイターへの謝礼は本契約に含まない。）
  - キ 江東ブランドPR動画（令和元年度制作）の効果的な活用方法について提案を行うこと。
  - ク その他のPR実施について提案すること。
- (5) 江東ブランドWEBサイトにかかる業務
- ア 江東ブランド認定企業を紹介するWEBサイトの管理・運営を行うこと。すべてのページを日本語及び英語で対応すること。
  - イ サーバの維持管理については、仕様内容の実装可否、セキュリティを考慮すること。

- ウ 不慮の障害に備え、バックアップ用サーバを別途設置すること。
  - エ WEBサイトは以下の機能を満たすものとする。
    - (ア) 情報がより見やすく、分かりやすく、探しやすいデザイン
    - (イ) 江東ブランド認定企業の容易かつ詳細な検索機能
  - オ 江東ブランドの活動情報を適宜、WEBサイトのお知らせページにて発信すること。
  - カ 江東ブランド認定企業の基本情報の登録、変更、削除に関する内容を受付けた際には、WEBサイトへ速やかに反映すること。
  - キ 業務に必要な各種ハードウェア・ソフトウェアについては、適宜維持管理・監視・セキュリティ対策を行うこと。
  - ク WEBサイトへの不正な侵入、システムの停止及び障害の発生を予防し、障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全のセキュリティ対策を講じること。
  - ケ WEBサイトのアクセス件数及び企業の問い合わせ件数等について、適宜提出すること。
  - コ 本業務に関し、本委託期間終了後、円滑な引継ぎができるよう、WEBサイト構成の整理及び文書化を行うこと。
  - サ 成果物は、WEBサイトの運営及び改修に関連した資料一式を電子データにより納品すること。また、必要に応じ、WEBサイトに使用した写真等を提供すること。
- (6) PR支援業務及び認定後の効果分析
- 展示会等の出展効果及び江東ブランド認定後について、アンケート等によりその効果を検証すること。
- (7) ブランドの活性化支援
- ア 認定企業同士の相互連携の促進、各種イベントの案内、認定企業の知見の向上等を目的とした江東ブランド交流会、勉強会を年に3回程度実施すること。交流会、勉強会後は適宜懇親会を開催すること。(飲食費支出及び会費の徴収管理を含む。)
  - イ 江東ブランド推進事業の活動状況について、定期的(年4回程度)に認定企業に対し、報告を行うこと。
- (8) 最終報告書の提出
- 令和2年度に行われる江東ブランド推進事業の実施成果を報告書として作成すること。報告書は、各委員会の検討状況やブランド事業の推進結果の分析を含めて、報告書サイズは、A4縦とし、本報告書と概要版を作成すること。
- 電子データと紙ベースとをそれぞれ作成し、紙ベースによる本報告書は10部、概要版は30部とすること。

### 3 予算額(委託費上限の目安)

27,940,000円(消費税及び地方消費税込)

予算額は目安であり、令和2年度の歳出予算について確約するものではなく、当該金額について減額または削除することがある。

### 4 公募プロポーザル担当課(書類の提出先及び問い合わせ先)

江東区地域振興部経済課 担当 小野寺、大屋敷、山下

所在地 〒135-8383 江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-2332(直) ファックス 03-3647-8442

## 5 プロポーザルの参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 本事業の目的を円滑かつ効果的に遂行し、委託者と円滑に協議ができる東京都内の事業者であること。
- (3) 地域ブランド事業に関し深い知識と経験を有しており、十分な業務実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 民事再生法（令和11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（令和14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (8) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。

## 6 参加申込等

### (1) 参加の表明

参加表明書（様式1）に記載の上、令和2年1月23日（木）17:00までに持参、または電子メールで申し込む（電子メールで受付した場合は、メールにて受付けた旨返信するので必ず確認のこと）。

### (2) 質問

参加表明した者は、質問票（様式2）により電子メールで質問することができる。質問の受付期間は、令和2年1月27日（月）17:00まで。回答は電子メールでおこなう。なお、質問の要旨と回答はホームページに掲載する（質問者の情報は削除）。

質問の回答期限 令和2年1月30日（木）

### (3) 参加申込に要する書類

- ア 参加申込書（様式3） 1部
- イ 会社概要書（様式4） 10部
- ウ 類似事業の業務実績書（様式5） 10部
- エ 企画提案書（様式6） 10部
- オ 企画書 A4縦（横書き）でA3横（折込）を含み、表紙・目次を除いて10頁以内 10部
- カ 法人住民税及び法人事業税の直近の納税証明書 1部
- キ 見積書 正本 1部・写し 9部

### (4) 申込書類等の提出期限

令和2年2月6日（木）受付時間 土曜日曜祝日を除く、9:00～12:00、13:00～17:00

### (5) 申込方法

上記(3)の申込書類等を担当者まで連絡の上持参。郵送・FAX・電子メールでの提出は不可。

(6) その他の留意事項

- ア 申込書類等の作成および提出に係る費用は申込者の負担とする。
- イ 申込書類等に虚偽があった場合は失格とする。
- ウ 提出のあった申込書類等の返却はしない。
- エ 提出期限以降における提案書等の差替え及び再提出は認められない。(ただし、区の指示によるものは除く。)
- オ 申込書類等の著作権は申込者に帰属するが、委託者が本件の選定の公表等に必要となった場合は、無償で使用できるものとする。
- カ 申込書類等は、江東区情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。
- キ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。

## 7 審査委員会

(1) 審査

- ア 審査委員会を設置し、当該委員会において、提出された申込書類等による一次審査を行い、3者程度を一次審査通過者として、一次審査通過者のみに審査委員会によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- イ 審査基準に基づき最も高い評価を得た事業者を業務委託先の優先交渉事業者とする。
- ウ 第一順位の者が複数の場合は、見積金額が最も安価な者を優先交渉事業者として決定する。  
なお、見積金額も同額である場合においては、当該参加者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再度作成及び提出し、当該再提出後の見積金額が最も安価な者を優先交渉事業者として決定する。
- エ 上記にかかわらず、審査結果の総合点が著しく低い場合は、優先交渉事業者として選定しない。
- オ 第一順位の者が江東区との契約を締結しない場合は、江東区は、次点の者と契約の交渉を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの日程

令和2年3月11日(水) 時間帯は別途指定する。

(3) プレゼンテーションの内容

- ア プレゼンテーション 20分
- イ 質疑応答 10分程度

(4) 審査結果の通知

一次審査および最終審査の結果は、申込み者に対し文書にて通知する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 審査基準

評価にあたっては、次の基準により点数化し、提出された参加申込に要する書類及びプレゼンテーション内容の総合得点により評価を決定する。

### 一次審査（書類審査）

	評価項目	配点
提案者に対する評価 10	本事業に類する業務の実績は十分にあるか	5
	本事業を円滑かつ適切に行うことができ、委託者と円滑に協議できる体制にあるか	5
提案内容に対する評価 20	本事業の目的・意義を的確に理解しているか	5
	策定された実施計画が具体的で実現性があるか	5
	本事業を効果的にPRできる内容となっているか	5
	認定企業にとって効果的な提案となっているか	5

### 二次審査（プレゼンテーション）

	評価項目	配点
提案者に対する評価 15	本事業への意欲、熱意および知識は十分にあるか	5
	江東区の地域事情を把握しているか	5
	事業を推進する計画性・実行力はあるか	5
提案内容に対する評価 35	本事業の目的・意義を的確に理解しているか	5
	策定された実施計画が具体的で実現性があるか	5
	冊子の作成について効果的にPRできる提案となっているか	5
	展示会等の出展について効果的にPRできる提案となっているか	5
	区外商業施設等の出展について効果的にPRできる提案となっているか	5
	WEBサイトの管理・運営について効果的にPRできる提案となっているか	5
	企業間連携を促進する提案となっているか	5

## 9 契約

- (1) 契約は、審査委員会により選定された優先交渉者と委託者の間で契約内容の詳細を交渉のうえ、予算の範囲内で締結する（提案内容がそのまま契約内容になるとは限らない）。
- (2) 優先交渉者との協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する場合がある。
- (3) 優先交渉者が契約に至るまでの間に、会社更生法、民事再生法、破産法のいずれかの適用または、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は、契約を行わないことがある。
- (4) 委託者は、契約後の業務において、受託者が作成した提案書の提案内容に拘束されない。

- (5) 本事業は、江東区議会での令和2年度一般会計予算の議決を前提としているもので、議決状況により契約中止、金額変更の可能性がある。
- (6) 受託者の成績が優秀と認められ契約を更新する場合には、当該年度の委託仕様書の江東ブランドPR支援及び江東ブランドWEBサイトにかかる業務内容により委託金額が増減する場合があります。

#### 10 選定結果の公表について

委託候補者との契約締結後、次に掲げる項目について江東区ホームページにて公表する。

- (1) 委託候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) 委託候補者以外の参加者の名称及び総合点
  - ア (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とする。
  - イ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。